

令和2年度当初予算債務負担行為の概要

事 業 名	担 当 課
土地改良施設維持管理適正化事業費	農村整備課

[単位:千円]

限 度 額	期 間	財 源 内 訳				
		国	県	起 債	そ の 他	一 般 財 源
1,232	令和 3 年度 ~ 6 年度					1,232

【事業の目的】

現在、土地改良施設の老朽化が著しく、大きな課題となっており、改良区等が施設を適切に整備補修するための拠出金の一部を補助することで、負担を軽減し、施設の機能の維持と耐用年数の延長を図る。

【事業の内容】

＜本事業の仕組み＞

- ・改良区は総事業費の30%を拠出し、国補助金30%と県補助金30%を合わせた90%を全国土地改良事業団体連合会が土地改良施設維持管理適正化資金として造成する。
- ・改良区は、拠出金を5年間均等に分割して拠出する。
- ・この適正化資金90%と残り10%を改良区が負担し、事業実施する。(国30%、県30%、改良区40%)

＜事業内容＞

改良区拠出金の2/3を5年にわたり改良区に補助する。
(実質負担割合:国30%、県30%、市20%、改良区20%)

1. 実施主体 大口堰土地改良区
 事業年度 令和2年度～令和6年度
 総事業費 4,600千円
 事業内容 樋門電気設備整備補修 2か所
 市負担額 改良区拠出金1,380千円/5年×補助率2/3=184千円

2. 実施主体 大井手土地改良区
 事業年度 令和2年度～令和6年度
 総事業費 3,100千円
 事業内容 水路転落防止柵整備補修 L=150m
 市負担額 改良区拠出金930千円/5年×補助率2/3=124千円

【これまでの関連する取組み】

【今後の取組み】

土地改良区が総事業費の30%を令和2年度から5年均等で全国土地改良事業団体連合会に拠出するため、その額の2/3を5年均等で補助する。